

新型コロナウイルス感染症対策についてのガイドライン及び
感染症患者発生時の体制について

早稲田佐賀中学校・高等学校
附設寮 八太郎館

新型コロナウイルス感染予防・拡大防止対策として、寮では以下の取り組みをおこなってまいります。取り組みの期間については、6月末まで（全寮生が寮生活を送り始めて14日間が経過するまで）と考えていますが、寮生の健康状態や佐賀県・福岡県・寮生の帰省地の感染の状況等を見て、判断していきます。

対策の徹底をはかるため、これらの取り組みを理解して寮生活を迎えてください。これらが守れない場合は、寮内感染症予防・拡大防止の観点から入寮・帰寮・在寮をお断りする場合がございます。

寮生、保護者の方には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願い致します。

1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症対策として、寮に関わる全ての方々の生命を守ることを目的とし、感染を起こさないようできる限りの対策を講じるものとします。

感染を予防するためには、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、「3つの密」を避けること等が重要です。これまでに国内で感染が確認された方のうち重症・軽症に関わらず約80%の方は、他の人に感染させていない一方で、一定の条件を満たす場所において、一人の感染者が複数人に感染させた事例が報告されています。集団感染が生じた場の共通点をみると、特に、密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という3つの条件のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

これらのことを踏まえ、感染症対策のポイント「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」の取り組みを行います。

2. 健康観察について

<帰省からの帰寮時において>

(1) 玄関前で、各自で持参した体温計で検温し、体調調査用紙（検温表）に自分で記入する。

※体温計と筆記用具をすぐに取り出せるようにしておくこと。共用のペンの使用も当面停止します。

(2) 玄関にて、アルコールで手指消毒をし、入館する。

(3) 等間隔に並び（※混み具合と天候によっては外に並ぶこともある）、帰寮の受付（体調調査用紙（検温表）の提出）をする。

・発熱なし：通常生活

・発熱あり（37.5℃程度）：校医に連絡
保護者へ連絡

体調不良者として個室もしくは保健室で療養する

※家を出る時に熱がある場合は、絶対に帰寮をさせないでください

(4) 帰寮受付後は、居室内で生活すること（トイレ・手洗いうがい・食事・風呂・事務所への用事以外の理由で居室から出ないこと）。

他室訪問は厳禁。他室訪問の受け入れも禁止。

<日常において>

(1) 毎朝、健康チェックを実施する。

朝の点呼時に、体温や鼻水・喉の痛み・咳・倦怠感・味覚嗅覚異常などの身体的症状がないかを健康チェック表に記録する。

(2) 「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状」が続く場合は登校を見合わせ、寮で休養させる。また、保護者へ連絡し保護者の迎えが可能であれば依頼する。なお、迎えがあるまでは療養部屋（個室もしくは保健室）で健康観察を続ける。風邪の症状の場合はその症状が治まるまでは寮で休養させることとし、「欠席」にはせず、「出席停止」の措置をとることとする。なお、次の症状がある場合には、下記のア・イを目安に保健所等の相談窓口相談する。

ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれか

イ 「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状」が続く場合（症状が2日以上続く）や「強い症状」とする場合

※寮での対応としては、早い段階で保健所等への連絡・相談をします。

(3) 帰省をした寮生は、解熱後4日間又は風邪の症状（倦怠感・喉の痛み・咳等）の場合、その症状が治まれば帰寮を認める。

(4) 体調不良及び登校に不安を感じる生徒に関して、その保護者の合理的理由がある場合には当該生徒の出欠の取り扱いについては「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくても良いと認めた日」として扱うことができる。したがって、指導要録上においても「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

3. 手洗いについて

(1) 寮生は、帰寮時やトイレ使用時・食事前・共用部分を使用した後など手洗いを行う。

(2) タオルやハンカチなどは個人持ちとし、共用は絶対にしない。

4. 抵抗力を高めること

免疫力向上のために必要なバランスの良い食事や十分な睡眠、適度な運動等を心掛けるよう指導する。

5. 集団感染のリスクへの対応

3つの条件（換気の悪い密閉空間・多くの人々が密集・近距離での会話や密接）が、同時に起こらないよう点呼・食事・入浴・自習といった寮での日課において学年間で時間差を設けたり、会場を分けたり、食事時の会話を禁止したりといった配慮を行う。また、マスクの着用・手洗いや咳エチケットの励行・換気・消毒・共有物の使用を停止するなど基本的な感染症対策を行う。

6. 消毒の徹底

多くの寮生が使用するドアノブや手すり・スイッチ・公衆電話・自動販売機などは寮スタッフによって、次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒を行う。

7. 寮スタッフの健康管理

(1) 職員は入館時に手指の消毒、検温を行い、チェック表に記録する。その際、風邪等の症状があればそれも記録する。

(2) 発熱(37.0℃以上)や風邪の症状（喉の痛み・倦怠感・咳等）があるスタッフは、自宅で待機する。また、寮長は寮館長へ該当者を報告する。

(3) 執務中は、必ずマスクを着用し、手指の消毒を積極的に行うとともに必要に応じて（寮生への対応時、宅配受け取り時など）ゴム手袋や防護服も着用する。

8. 生活場面において

※館内では、食事・入浴・睡眠時以外は、常にマスクを着用し（食堂や浴室への移動中もマスク着用）、複数人が集まった会話をするなどの密になる接触はしない。

(1) 居室

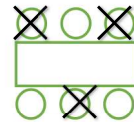
- ① 他室への訪問の禁止。他室の生徒の受け入れの禁止。違反時は保護者へ連絡。→*10. 一時的な帰省
- ② 部屋の外窓は、在寮時は常に網戸をした状態で開けておく。
- ③ 就寝時以外は、室内でも必ずマスクを着用する。
- ④ 4人部屋では、できる限りカーテンをした状態で自分のベッド内で過ごす。
- ⑤ 4人部屋では、就寝時以外は廊下側のドアを10cm程度開けるなど換気状態を保つ。

(2) 廊下・トイレ・洗面台

- ① 洗面台と廊下には、洗面具（歯ブラシ・コップ・入浴セット）など私物（靴など）を置かないこと。置いてあった場合は、感染予防の観点から全て回収をする。
- ② 登校前に歯磨きや朝の準備（ドライヤー使用など）で混み合うことが予想される。密集・密接を回避するため、登校前に多くの生徒が洗面台を使用することにならないよう、食事が終わった生徒から使用していく。
- ③ 廊下で複数人が集まったの会話をする等の密になる接触はしない。
- ④ 各学年とも自室があるフロアの洗面所およびトイレを使用する。
- ⑤ ハンカチは常に携帯する。
- ⑥ トイレは、毎日スタッフが清掃時に消毒を実施する。

(3) 食事の配膳・取り方

- ① 厨房と食堂のカウンターをビニールシートで仕切る。
- ② 厨房から箸とスプーンなどを乗せたトレイを寮生に渡す。
- ③ 食事中的会話、他者への食事の提供は一切禁止する。
- ④ ごはん及び汁物のおかわりは新しい食器について渡す。
- ⑤ ドレッシング・漬物・ふりかけのセルフサービスは中止。
- ⑥ 電子レンジおよびトースターの使用は停止。
- ⑦ 座席は正面に向かい合って食べることがないように、1席ずつあけて着席する。
- ⑧ テーブルに、つい立を置く。
- ⑨ 学年ごとに設定された時間、エリアで食事を摂る。



(4) お風呂の利用

- ① 学年ごとに設定された時間内で使用する。
- ② 脱衣所の棚は、1列ずつ間隔をあけて使用する。
- ③ 湯船の利用は停止する。
- ④ 浴室および脱衣所は、常に換気扇を使用する。

(5) 学習

- ① 中学生と高校1年生4人部屋の生徒には、1番と3番の生徒は居室内の机で学習し、2番と4番の生徒は集団学習室で学習する(居室でする日と集団学習室でする日を1日毎に交替)。
- ② 4人部屋・集団学習室で学習をする生徒は、学習中もマスクを着用し、室内での会話は禁止。
- ③ 4人部屋・集団学習室・個室ともに外窓を開け、常に換気をしておく。

(6) 携帯提出

- ① 学年ごとに指定された時間帯に提出をすること。

(7) 自由時間・リフレッシュタイム

- ① 自室で過ごすこと。他室訪問は厳禁。

(8) ラウンジの使用

※ラウンジの利用は、冷水器、流し台、ゴミ箱の使用に限る。

- ① ラウンジでの飲食・テレビ視聴・電子レンジ・冷蔵庫の使用は停止。
- ② ラウンジで人が集まることの禁止。
- ③ ラウンジに私物（コップ、水筒類）を置かないこと。
- ④ 当面の間、居室での飲食を可とする。
 - i. 居室内では、臭いが出るものは食べないなど、部屋員への配慮がある行動をすること。
 - ii. 残り物や食べかすが原因で居室内が不衛生になることがないように、各自で管理をすること。
 - iii. ゴミは部屋内に捨てるのではなく、ラウンジ内のゴミ箱に捨てること。
 - iv. 時間は夜のリフレッシュタイム終了時刻までとする（水分補給を除く）。i～ivなどが守れていない場合は、居室内での飲食を禁止する。

(9) 朝点呼の方法

- ① 起床後、自分の体温計で検温し、体調調査用紙に記入。
- ② 各学年決められた時間に、体調調査用紙を事務所前のBOXに提出し、あわせて在不在ボードを在にする。
(①+②=朝点呼)
- ③ 体調不良の生徒は（熱がある目安は37.5℃以上、倦怠感、咳、におい、味を感じない）、用紙の提出をせずに直接事務室へ行く。

(10) 登校

- ① 各自マスクを着用しハンカチを持っていく。
- ② 下駄箱・玄関の混雑が予想される。→朝食時間で生まれた時間差で登校する。
- ③ 道路歩行時は前後間隔をあけて登校する。

(11) 事務室・受付業務等

- ① お小遣い申請、帰省申請
各申請書は事務所前では書かず、各居室で記入してから、書類を提出する。
事務所に書類を持ってきて提出したら、すぐに移動をする。事務所前に留まらない。
※中学生：月・火 高校生：水・木 に受付を行う。
- ② 共用のペンは使用停止する。
- ③ 保護者への直接の確認が必要な場合は、寮生の携帯電話で通話するのではなく、一度通話を切り、改めて保護者から寮事務室に電話を入れてもらう。
- ④ スタッフはマスク・手袋着用とし、手袋は定期的に取りかえる。
- ⑤ 窓口では、相手との距離を保ち、直接相手の身体に触れることがないように配慮する。

(12) 外出、帰省

- ① 平日の外出：不要不急の外出をしないこと。近隣のスーパーやコンビニに限る（唐津市内）。
- ② 休日の外出：中学生（10:00～13:00 3時間）、高校生（13:00～16:00 3時間）まで。不要不急の外出をしないこと。近隣のスーパーやコンビニに限る（唐津市内）。
- ③ 部活動の外出は制限しない。
- ④ 帰省：当面の間(6月中を想定。期間は状況を見て判断)の帰省は禁止する。
- ⑤ 通塾：通塾許可願を提出すること（昨年度から継続の場合も再度提出をすること）。
- ⑥ レンタル自転車の貸し出しを停止する。
- ⑦ 特別な事情がある場合は、特別許可願（保護者印が必要）を提出すること。

(13) 保健室・療養部屋の使用のあり方

- ① 体調が良くない場合は（平熱より高い熱がある、倦怠感、咳、におい、味を感じない）、決して我慢をすることなく、早い段階で事務室へ申し出ること。
- ② 療養部屋の利用の優先順位は、個室、保健室の順で使用する。

療養部屋：男） 3号館 1F 西側 個室9室9名まで（シャワーなし・トイレなし）
保健室 1室集団部屋6名まで（シャワーなし・トイレなし）
女） 1号館 1F 寮監室 個室1室1～2名まで
保健室 個室利用2室2名、集団使用4名まで（シャワーなし・トイレなし）

体調不良者が出た場合には、療養する部屋に入れることにはなりますが、数も限られております。このような事態にならないよう、できる限りの感染予防対策を講じ、お子様への注意喚起を行います。万が一の場合には、保健室等の集団部屋でお預かりをせざるを得ません。その際、保護者様に迎えにきていただき、帰省をさせるか（保健所から帰省の許可が出た場合に限る）、そのまま集団部屋（保健室）でのお預かりを行うか判断していただくこととなります。

(14) 病院引率対応

- ① 車の運転席と後部座席の間に分離カーテンの設置。
- ② 付き添う寮スタッフはマスク・手袋着用。

(15) 図書室・音楽室・卓球の利用

- ① 当面の間、使用停止。

(16) ランドリー業務

- ① 洗濯物を出す前に寮生各自でポケットに物（熱に弱い・壊れ物等）が入っていないか確認する。

(17) 洗濯場・物干し場の利用

- ① 男女とも使用は認めるが、その場での会話や長時間の滞在にならないようにする。

9. 来館者に関すること

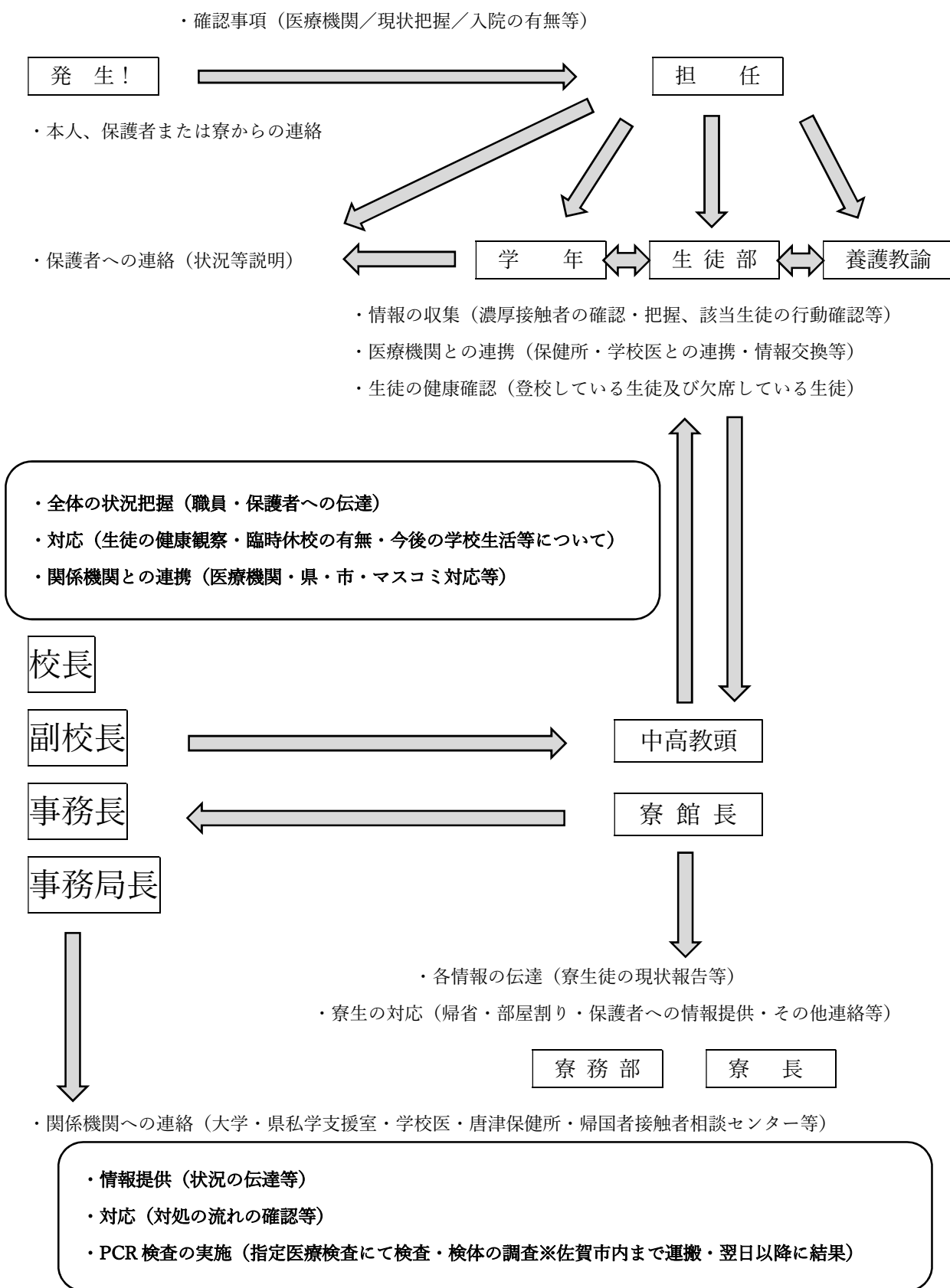
- (1) 玄関に「マスク着用、手指消毒、検温」の徹底協力をお願いを掲示。
- (2) 入館者（立ち入り者）のマスク着用（対象：すべて）。
- (3) 入館前に入口にて、手指の消毒（対象：すべて）。
- (4) 入口にて体温測定（対象：すべて）。
- (5) 館内立ち入りは1名のみ。
- (6) 入館者が使用した台車などの消毒。

10. 感染症対策の徹底をはかるため、寮の指示に従わない寮生は、一時的な帰省を命じる。

11. 上記に記載がない事項は、別途定める。

本寮ではできる限りの対策を取っていきますが、ご心配があり指定した日からの帰寮・入寮をしない場合は、寮までご連絡をお願いします。

～体調不良者発生時の体制～（対応手順）



体調不良者と関係生徒の対応手順

1. ①校医への連絡と受診。

②保健所への連絡（校医からの助言、症状の程度、症状が続く日数等による）。

2. 感染症の疑いにより寮内での療養の診断が出された場合、または、PCR 検査実施後の待機中

<ア、体調不良者>

A 保護者に迎えにきていただき帰省、療養する。

※保健所から、帰省について（帰省禁止）の指示が出される場合があります。

B 保護者の迎えが不可能な場合、保健所から帰省禁止の指示があった場合

①公共交通機関の利用は、体調不良者の検査結果（陰性）が出るまでは認められない。

②個室、もしくは保健室に入る。（体調回復まで。検査実施の場合は*3,*4へ）

③生活面での制限については、保健所の指示に従う。

<イ、体調不良者の濃厚接触者>

体調不良者の症状により、濃厚接触者の対象者を定める場合がある。

体調不良者の症状や濃厚接触者の症状の有無をみて、通常生活か隔離生活か保健所から助言を受ける。

A 保護者に迎え（自家用車）にきていただき帰省、自宅で健康観察する。

①期間については、保健所の指示に従う。

※保健所から、帰省について（帰省禁止）の指示が出される場合があります。

B 保護者の迎え（自家用車）が不可能な場合、保健所から帰省禁止の指示があった場合

①公共交通機関の利用は、体調不良者の検査結果（陰性）が出るまでは認められない。

②個室、もしくは保健室に入る。（検査結果が出るまで）

③登校や生活面等での制限については、保健所の指示に従う。

3. 検査結果「陰性」の場合

<ア、検査実施者「陰性」>

A 保護者に迎え（自家用車）にきていただき帰省、療養する。

①14日間は登校も不可（出席停止）。

※保健所から、帰省について（帰省禁止）の指示が出される場合があります。

B 保護者の迎え（自家用車）が不可能な場合、保健所から帰省禁止の指示があった場合

①寮内療養をする（個室もしくは保健室）。

②14日間は登校も不可（出席停止）。

③公共交通機関を利用しての帰省や移動は認められない。

④生活面等での制限については、保健所の指示に従う。

<イ、検査実施者の濃厚接触者>

検査実施者の症状により、濃厚接触者の対象者を定める場合がある。

検査実施者の症状や濃厚接触者の症状の有無をみて、通常生活か隔離生活か保健所から助言を受ける。

A 保護者に迎え（自家用車）にきていただき帰省、自宅で健康観察する。

①症状がなければ、通常の生活。症状がある場合は、症状が回復するまで療養する。

※保健所から、帰省について（帰省禁止）の指示が出される場合があります。

B 保護者の迎え（自家用車）が不可能な場合、保健所から帰省禁止の指示があった場合

①寮内で健康観察をする（個室もしくは保健室）。

②症状がなければ、通常登校をする。

③登校は可能か、保健所の指示に従う。

- ④公共交通機関を利用しての帰省や移動は可能か、保健所の指示に従う。
- ⑤生活面等での制限については、保健所の指示に従う。

4. 検査結果「陽性」の場合

<ア、陽性患者>

- ①指定医療機関に入院もしくは都道府県が用意する宿泊施設への隔離となる。
- ②書類等手続きがあり、保護者に来ていただく。面会については保健所の指示が出される。

<イ、陽性患者の濃厚接触者（保健所が対象者を定める）>

- ①必要に応じてPCR検査を実施。
- ②14日間は健康観察をすること。
- ③登校は不可（出席停止）。
- ④生活面等での制限については、保健所の指示に従う。

A 保護者に迎え（自家用車）にきていただき帰省、自宅で健康観察する。

- ①保護者は保健所に連絡を入れる。

※保健所から、帰省について（帰省禁止）の指示が出される場合があります。

B 保護者の迎え（自家用車）が不可能な場合、保健所から帰省禁止の指示があった場合

- ①公共交通機関を利用しての帰省や移動は認められない。
- ②寮内で健康観察をする（個室もしくは保健室）、保健所の指示に従う。

<ウ、濃厚接触者以外の寮生>

保健所からの助言を受けることになります。

以下の指示が想定されます

①全員、寮内にて隔離か通常生活を送る

※自家用車による迎え、公共の交通機関の利用については保健所の判断に従う。

②寮閉鎖（一部の学年のみ等）

ア、対象生徒は帰省

※自家用車による迎え、公共の交通機関の利用については保健所の判断に従う。

イ、その他の生徒は、一定期間の寮内にて通常生活か隔離

※帰省を希望する場合：自家用車による迎え、公共の交通機関の利用については保健所の判断に従う。

③寮閉鎖（全体）

→全員帰省

※公共の交通機関の利用については保健所の判断に従う。

※公共交通機関が利用できず、帰省できない場合は寮内にて隔離生活